

火災予防上の命令を受けている違反対象物一覧

更新日: 令和6年3月29日現在

【八街市】

防火対象物の名称(フリガナ)	株式会社中村太一商店(カブシキガイシャナカムラタイチショウテン)
防火対象物の所在地	千葉県八街市八街ろ119番地
命令を受けた者の氏名	中村智代子
命令の内容	(1) 令和6年7月28日までに建物全体に消防法で定める技術上の基準に従い、屋内消火栓設備を設置すること。(消防法第17条第1項、消防法施行令第11条第1項第2号) (2) 令和6年7月28日までに建物全体に消防法で定める技術上の基準に従い、自動火災報知設備を設置すること。(消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第4号)
命令発動日	令和6年3月29日